

各市町高齢者福祉担当課長 様

広島県健康福祉局介護政策課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく
対応状況等に関する調査について（依頼）

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省老健局高齢者支援課から依頼がありました。
については、次のとおり提出してください。

1 提出物

- 法に基づく対応状況調査票（令和7年度分）（A票～E票，附B票）
- 月別相談件数（様式1）

2 提出期限

令和8年5月28日（木）厳守

3 記入注意点（記入要領の1ページを参照してください。）

記入要領の必要箇所をよく確認し、回答の誤りや記入漏れ等のないようにしてください。
（回答に誤りが生じやすい箇所については、枠内に表示しています）

※日付に関する誤りが大変多くなっています。正しい入力にご協力ください。

- 年度の誤り**（「月日」のみ入力すると、自動的に入力時の「年」になってしまうため、当該事例への対応時の年度を入力してください。）
- 日付の前後関係の誤り**（原則として、相談・通報受理日→事実確認調査の開始日→虐待の事実が確認された日（虐待判断日）→対応終了日の順になるようにしてください。※同日可）
- 調査対象年度以降分の入力**（調査対象年度末日までの状況を回答してください。）
- 法に基づく対応状況調査票（令和5年度分）対応継続の案件も忘れず入力**
（現在の状況を確認の上、二重計上にならないよう注意し入力してください。）
- （※※ 追加注意点）県に提出前の確認作業（シートB票・C票）←添付を確認願います。**

今回の調査では、調査票B票・附属B票において、調査項目の見直しがあります。

- 【附B票】 ●虐待を行った養介護施設従事者等の「雇用形態」をたずねる項目を新設（附4）…p.17
- 【C票】 ●「分離を行った場合の対応内容」について、「緊急一時保護」を選択した場合、「保護先及び利用事業・制度等」を記入する欄を追加（問7）…p.30
- 【D票】 ●自治体の取り組み状況を回答する設問に、前回調査まで付随調査として確認していた項目の一部を追加…p.5

4 提出方法等

- 「記入要領」を参照の上、「法に基づく対応状況調査」（エクセルファイル）に必要なデータを直接入力し、ファイル名を市町名に変更して保存したファイルをメールで提出してください。

**「表紙」シートに「NG」が表示されていないファイルを提出してください。
回答入力上の禁忌事項（「記入要領」P1）をしないよう注意してください。**

- 前回調査の様式で既に入力されているデータを用いる場合は、「R7年度→R8年度様式更新プログラム」で、今回調査で使用する最新版のファイルに内容をコピーする必要があります。（『「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」様式更新プログラムの使用方法』を参照）

また、前回調査の様式に既に入力されているデータを用いるに当たっては、事例の対応状況などの変動等がないか再確認して入力をしてください。

○ 【A票】問2)、問3)の人口は、令和8年3月31日現在で入力してください。

5 提出先

広島県健康福祉局介護政策課

提出先アドレス： fukaisei@pref.hiroshima.lg.jp

6 その他

当年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）分の調査は、別途依頼します。

担当 法人指導・老人福祉施設グループ

電話 082-513-3199(ダイヤル)

(担当者 池田, 田島)